エコMウッド(木材・プラスチック)がグリーン購入法に基づく 特定調達品目に指定されました。

グリーン購入法 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(2001年4月施行)

目的

環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について

- ①国等の公的部門における調達の推進
- ②情報の提供

環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

法の対象

物品・役務の調達に当っての環境物品等の選択

- ●国及び独立行政法人等の青務 …【義務】
- ●地方公共団体及び地方独立行政法人の青務 …【**努力義務**】
- ●事業者及び国民の青務 …【一般的責務】



平成30年3月19日 官報(号外第55号)「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について(環境ーニ)」にて、 「木材・プラスチック再生複合材製品」が「特定調達品目」として指定されたことが公示されました。

エコMウッドグリーン購入法対象品目









↑ JIS A 5741認証を取得した製品は特定調達品目としての 判断の基準を満たすことが明示されています。

「JIS準拠」、「JIS相当」等を謳う他社製品は、グリーン購入 法の対象となりませんのでご注意下さい。

※木材・プラスチック再生複合材普及部会調べ

※JIS A 5741認証取得品が対象となります。



関西営業所